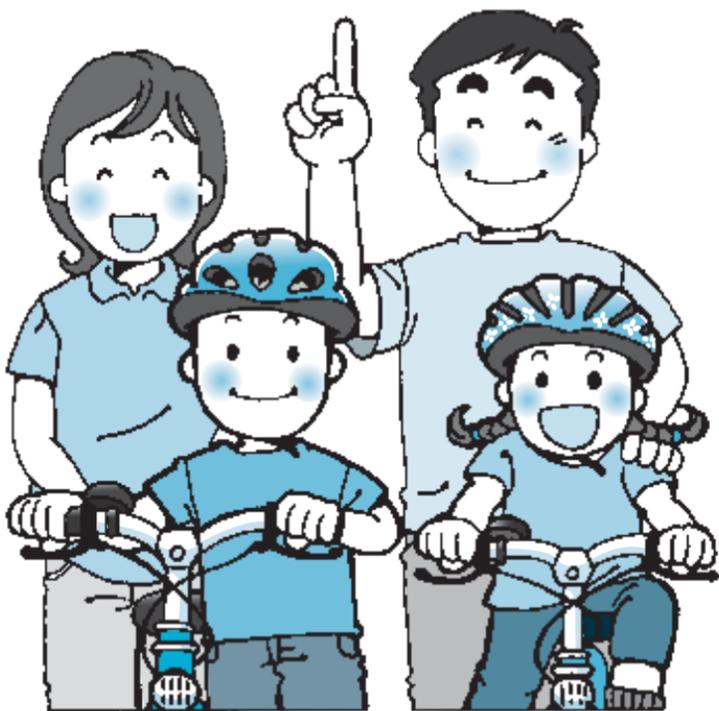


## みんなで守ろう! 自転車の交通ルールとマナー



### 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外  
☆歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。
- 2 車道は左側を通行  
☆自転車は道路の左端に寄って通行しましょう。
- 3 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行  
☆歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しましょう。
- 4 安全ルールを守る  
・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止  
・ 夜間はライトを点灯  
☆夜間は、ライトを点灯しましょう。  
・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認  
☆信号や一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出る時は徐行し、安全確認を忘れずに行いましょう。
- 5 子どもはヘルメットを着用  
☆児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

自転車  
安全利用  
五則

### 自転車の安全ルールが増えました!

- ①安全に配慮した自転車(BAAやSGなど安全性を示すマークのついているもの)に限り、幼児を2人まで同乗させることができます。
- ②傘をさしながら、携帯電話を使いながらの運転は、視野を妨げたり、安全を失うおそれがあり、禁止されています。雨の日は自転車での外出を控えるか、レインコートを着て運転しましょう。

道路交通法では、自転車は自動車と同じ車両です。交通事故に占める自転車事故の割合は増加しており、市内では、平成21年に723件の交通事故が発生し、その内自転車が関わった事故が392件で、全体の54%を占めています。

自転車は年齢に関係なく、手軽に利用できる便利な乗り物ですが、正しいルールを守り、安全に利用することが大切です。

◆道路管理課保(☎438—4057)



注

自転車も交通事故を起こせば  
損害賠償責任が問われます!

自転車には、自動車のように事故の被害者に対する自賠責保険のような強制保険がありません。しかし、事故の加害者となった場合には、自動車と同様に高額な賠償金が要求される可能性があり、そこで、万が一に備えとして次のような保険があります。

#### TSマーク

自転車整備店で、点検・整備を受けると、TSマークが自転車に貼付されます。TSマークには、損害・賠償保険がついています。



#### 個人賠償責任保険とは?

人にけがをさせたり、物を壊してしまったときに損害賠償金などが支払われる保険です。詳しくは下記へお問い合わせください。

☎(財)日本交通管理技術協会(☎03-3260-3621)